

令和 7 年度大阪府サービス管理責任者等基礎研修 募集要項

本研修は、社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団が、大阪府からの指定を受け（指定番号 3）厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障がい特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、更には、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2. 受講対象者

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

※平成 30 年度までに「サービス管理責任者等研修（分野別）」を修了された方は、受講の必要はありません。
※研修開始前日（令和 8 年 1 月 5 日）時点で下表の実務経験年数に満たない場合、申込を受理できませんのでご注意ください。（ここで、1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際の業務に従事した日数が 180 日以上あることをいいます。）

※ご自身の実務経験の詳細については、各市町村の指定権者にお問い合わせください。

※全体講義は講義映像を Web 配信しますので、視聴可能な端末及びインターネット環境が準備できることが必須となります。

※大阪府外の事業所に配置予定の方はお申込みできません。

次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年以上
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年以上
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	3年以上
国家資格等による業務に一定期間以上（※）従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1 年以上

※サービス管理責任者として従事予定の者は通算 1 年以上

児童発達支援管理責任者として従事予定の者は通算 3 年以上

【ご注意ください】

- ・本研修を受講し修了しても、すぐに 1 人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事することはできません。
- ・1 人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事するには、『サービス管理責任者等基礎研修』及び『相談支援従事者初任者研修』の 2 つの研修を修了後（どちらを先に受講されても構いません）、6 ヶ月以上または 2 年以上の相談支援業務又は直接支援業務を経験した後、サービス管理責任者等実践研修を修了し、従事に必要な実務経験を満たしている必要があります。
- ・『サービス管理責任者等基礎研修』及び『相談支援従事者初任者研修』修了後、OJT 期間を例外的に 6 ヶ月以上としてサービス管理責任者等実践研修に申し込む場合は、『サービス管理責任者等基礎研修』受講前に配置要件となる実務経験を満たしていることが要件の一つになっています。

3. 指定研修事業者

各指定研修事業者の募集期間及び研修期間は以下のとおりです。

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪府地域福祉推進財団 (指定番号4)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号3)	全国介護事業者連盟 (指定番号5)
募集期間	令和7年4月9日～ 令和7年4月23日 (募集は終了しました)	令和7年6月13日～ 令和7年6月27日 (募集は終了しました)	令和7年9月16日～ 令和7年9月30日	令和7年11月1日～ 令和7年11月15日
研修期間	令和7年6月27日～ 令和7年8月29日	令和7年9月26日～ 令和7年12月12日	令和8年1月6日～ 令和8年2月18日 (Web 配信による講義7時間程度 と演習2日間)	令和8年2月23日～ 令和8年4月26日

4. 研修日時・場所等

当研修は、下表のと通りの定員、日程、場所で開催します。(日程の指定はできません)

定員	定員 640 名								
1日目 【全体講義】	WEB研修 動画配信期間 A日程～I日程共通(期間中夜間視聴可能) 令和8年1月6日(火) 9:00～1月13日(火) 17:00 <u>約7時間の動画視聴とレポート提出を課題とします。上記期間を過ぎると視聴することができません</u>								
日程	A	B	C	D	E	F	G	H	I
人数	64名	64名	64名	64名	64名	96名	96名	64名	64名
会場	大研修室	大研修室	大研修室	大研修室	大研修室	ホール	ホール	大研修室	大研修室
2日目 【講義・演習】	1/15 (木)	1/20 (火)	1/22 (木)	1/27 (火)	1/29 (木)	2/3 (火)	2/5 (木)	2/12 (木)	2/17 (火)
3日目 【講義・演習】	1/16 (金)	1/21 (水)	1/23 (金)	1/28 (水)	1/30 (金)	2/4 (水)	2/6 (金)	2/13 (金)	2/18 (水)
	*時間帯は、演習2日目、3日目ともに10:00～17:00を予定								
場所	ビッグ・アイ(国際障害者交流センター)(2日目・3日目とも) 大阪府堺市南区茶山台1-8-1【南海電鉄南海泉北線「泉ヶ丘駅」下車、南東方向約200m】								

●いずれの日程であっても出席が可能であることを前提にお申込みください

※演習会場は変更する場合がありますのでご了承ください。

※演習実施時間については予定です。プログラム等によって、開始・終了の時間が変更になる場合がございます。

※演習日程は事務局で決定し、受講決定通知(メール)にてお知らせします。

※受講人数によっては開催されない日程が発生する場合がありますのでご了承ください。

- ・1日目は、講義映像をWeb配信します。講義映像視聴後、講義についてのレポートを作成してください。
配信方法等の詳細については、受講決定者にテキストと一緒に送付します。
- ・演習初日の受付時に事前課題と講義についてのレポートを提出していただきます。
- ・2日目・3日目の演習は各日程ごとの集合研修です。

5. 受講費用：26,400円（非課税）

- ・振込先等は、受講決定通知メール内に記載します。
- ・納付済の受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
- ・領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込み控え」等をもって、領収証にかえさせていただきます。
※振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

6. 申込み方法について

①「学則」「募集要項」「申込手順」を確認のうえ、別紙1「推薦書」を当法人ホームページ（HP）よりプリントアウト

- ・別紙1「推薦書」に必要事項を記入し、推薦がある場合はサービス管理責任者等として **配置予定の法人** の公印を押印

（受講推薦が得られない場合は申込者氏名、生年月日、住所及び受講申込者署名欄のみ記入）

※法人公印の押印もれや鮮明に押印されていない等、推薦が確認できない場合は個人申し込みとなります

②別紙1「推薦書」をデータ化

- ・作成、押印済みの別紙1「推薦書」をPDF・JPEG等にデータ化する（ファイル名は「申込者氏名 推薦」と変更してください）

※一人目のサービス管理責任者等としてすでに配置されている方は、**指定権者の押印済み**の変更届出書等もデータ化（ファイル名は『申込者氏名 変更届出書』と変更してください）

③当法人HPの「申込フォーム」に必要事項を入力の上、別紙1「推薦書」をデータ化したものを添付し、データを送信してください

※間違ったファイルを添付して申し込んだ場合は不受理となりますのでご注意ください

※他法人の推薦書様式での申し込みや推薦書の添付がない等の場合は無効となり不受理となります

※入力内容確認画面の内容を確認し、必要であれば画面を保存または印刷してください

④申込完了のメール通知

『送信』ボタンを押下後申込が受付されるとすぐに、ご入力いただいたメールアドレスに自動送信メールが届きますので、受付番号と入力した内容を必ずご確認ください

（迷惑メールフォルダやゴミ箱に自動的に振り分けられている可能性がありますのでご注意ください）

受付締切日時：令和7年9月30日（火）16:30
～ 期日を過ぎた場合の受付は一切できません ～

※「@sfj-osaka.net」からのメール受信ができるよう設定をお願いします

※送信が完了していても、記入・入力に不備等がある場合、申し込みは無効となり不受理となります

※先着順ではございません。また、申込期日を過ぎた場合の受付は一切できません

※ご提出いただいた書類について、返却いたしませんのであらかじめご了承ください

7. 受講決定通知について

- ・受講の可否については、申込時にご入力いただいたメールアドレスへ11月4日（火）に通知予定です。
11月5日（水）までに届かない場合のみ、研修事務局にお問合せください。
- ・選考結果の理由等は一切お答えできませんのでご了承ください。

8. 受講者選考について

- ・受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づき、上位から順番に優先順位をつけて受講決定します。
- ・受講者選考は、推薦のある受講申込者が事業所に従事する状況に基づき決定するものです。「申込フォーム」の「5. サービス管理責任者・児童発達管理責任者として従事する予定の事業所について」「6. 事業開始および受講申込者のサービス管理責任者等としての配置について」には、必ず従事予定の事業所に状況を確認の上、入力してください。
- ・法人や事業所等代表者からの推薦がない方は個人申込みとなり、定員に余裕があれば個人申込みの方を選考します。

大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領の要領別紙2より抜粋（①が優先順位高く⑤が低い）

① 指定権者に変更届出書等を提出し、受理されている者

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定めるやむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所に配置されている又は配置される予定者として指定権者に変更届出書等を提出し、受理された者

② 基礎研修修了後、既に1人目サービス管理責任者等が配置されている事業所等に人員基準を満たすため、2人目以降のサービス管理責任者等として当該年度及び翌年度に配置予定の者

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定めるサービス管理責任者等が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所等において当該サービス管理責任者等に加えて、当該年度に基礎研修を修了する者を配置することにより当該年度及び翌年度の人員基準を満たす者

③ 基礎研修修了後、1人目のサービス管理責任者等として実践研修修了後に配置予定の者のうち、配置予定年度が早い者

当該年度の基礎研修を修了後、6ヶ月以上又は2年以上の相談支援業務又は直接支援業務に従事し、実践研修修了後に1人目のサービス管理責任者等として開設を予定している事業所又は既存の事業所に配置予定の者のうち配置予定年度が早い者（令和5年度以降の落選回数を加味する。）

④ 交代要員

サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとする者

⑤ その他

上記以外で受講要件を満たす者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする

（注）受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり、個人申込みの扱いとなります。

9. 研修の修了及び修了証書の交付

- ・修了証書交付については、以下の項目を全て満たす必要があります。
 - *Web 配信による全体講義の視聴と視聴後のレポート提出（演習初日の受付時に提出）
 - *事前課題の提出（演習初日の受付時に提出）
 - *演習2日間の全項目を受講

- ・研修当日、受講者本人であることを確認するため、運転免許証等の本人確認ができるものをご持参ください。本人であることが確認できない場合は、修了証書を交付できない場合があります。

※10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室があった場合は研修修了とみなされません。

その他、受講態度が著しく不良（途中退席、居眠り、パソコン等の使用、携帯電話・タブレット・スマートウォッチ等の通信機器全般の使用など）の場合、以後の研修受講を認められず、修了証書を交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※演習初日の受付時に、Web 配信による講義レポートと事前課題の提出がない方は、以後の研修受講を認められません。

※その他、お申し込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

10. その他留意事項

- ・研修の形式の変更や日程変更・中止の可能性がありますので、その旨をご理解・ご了承のうえで、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。
- ・変更情報等については当法人のHP（<https://fun365.or.jp/training/basic/>）に掲載いたします。

11. 研修に関するお問い合わせ先

社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団 研修事務局

電 話：072-729-8660 ※受付時間：土・日・祝を除く 9：15 ～ 17：15

FAX：072-729-8666

メール：work-shop@sfi-osaka.net